

取扱職種の範囲等の明示

求職者のみなさまへ

この度は、弊社取扱い求人にご興味をもってください、ありがとうございます。

職業安定法に定められた通り、取扱職種の範囲等を下記の通り明示いたします。

※求職者とは、弊社に求職申込みをされた方を指します。求人者とは、弊社に求人申込みされた法人・団体等を指します。

株式会社クボタスタッフ

＜有料職業紹介許可番号＞ 許可番号は、27-ユ-030122（平成12年12月1日受付）です。

＜取扱職種の範囲等＞ 取扱職種は、全職種です。取扱地域は、日本国内です。

＜手数料に関する事項＞ 求職者の方から一切の手数料は申し受けません。

＜返戻金制度に関する事項＞

当社は、返戻金制度を設けております。入社日から一定の期間内に、求職者が本人の責めに基づく解雇又は自己都合により退職したときは、求人者より受領した紹介手数料の一部を返還いたします。

＜基本的な返戻金制度（求人者との取り決めによる）＞

入社日から起算して1ヶ月以内	紹介手数料の80%相当額
入社日から起算して1ヶ月を超えて3ヶ月以内	紹介手数料の50%相当額
入社日から起算して3ヶ月を超えて6ヶ月以内	紹介手数料の10%相当額

＜求人者情報の取扱に関する事項＞

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りです。求人者の情報を取り扱う職員の範囲は、職業紹介事業担当者とし、取扱責任者は職業紹介責任者です。

＜職業紹介事業に関する個人情報適性管理規程＞

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介事業担当者とし、個人情報取扱責任者は職業紹介責任者です。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施しています。
また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講しています。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めます。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をします。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者としします。その他の事項に関しては、個人情報保護方針をご確認ください。

<http://www.kubota-staff.co.jp/privacy/index.html>

＜各種取扱者、責任者＞

求人者情報・個人情報の取扱者の連絡先、並びに苦情処理の責任者は下記のとおりです。

求人者情報・個人情報の取扱者の連絡先：人財サポート部 人財サポート課 06-6648-3875

苦情処理の責任者（職業紹介責任者）：齋藤 智則（人財サポート部 人財サポート課 06-6648-3875）

その他、弊社の業務についてご不明な点は、職員にお尋ねください。

以上

職業紹介手数料について

職業紹介にあり、求人された方及び関係雇用主から下記の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

求職者の方からは一切手数料を頂きません。

< 手数料表 >

サービス業の種類及び内容	手 数 料 の 上 限 額	
求人を受け付ける時の事務費用	0 円	
求人・求職の申込を受理したとき以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内 定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100%を上限とします。 （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間 が1年を超える場合は最大1年間分。雇用期間が 1 年未満の場合は1年間とみなして換算した分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100%を上限とします。 手数料負担者は求人者及び関係雇用主とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内 定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100%を上限とします。 （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間 が1年を超える場合は最大1年間分。雇用期間が 1 年未満の場合は1年間とみなして換算した分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100%を上限とします。 手数料負担者は求人者及び関係雇用主とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金	1,000,000 円
	活動1日当たり	100,000 円
	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内 定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100%を上限とします。 （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間 が1年を超える場合は最大1年間分。雇用期間が 1 年未満の場合は1年間とみなして換算した分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100%を上限とします。 手数料負担者は求人者及び関係雇用主とします。
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後の1年間に支払われた賃金の 35% 手数料負担者は求人者とします。

注）上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途、申し受けます。

以上